

令和 7 年 度

大田市財政健全化審査意見書
公営企業会計経営健全化審査意見書

大 田 市 監 査 委 員

監 第 36 号

令和8年8月20日

大田市長 楫 野 弘 和 様

大田市監査委員 岡 田 稔

大田市監査委員 塩 谷 裕 志

令和7年度大田市財政健全化審査意見及び
公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度大田市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、別紙のとおり意見を付して提出します。

【 目 次 】

第1. 審 査 の 対 象	1
第2. 審 査 の 期 間	1
第3. 審 査 の 概 要	1
第4. 審 査 の 結 果	1
(1) 総 合 意 見	1
(2) 個 別 意 見	2
(3) 是正改善を要する事項	3

令和7年度大田市財政健全化及び 公営企業会計経営健全化審査意見書

第1. 審査の対象

令和7年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2. 審査の期間

令和8年7月27日から令和8年8月20日まで

第3. 審査の概要

この審査に当たっては、大田市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行うとともに、担当者の説明を聴取し審査した。

第4. 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された以下の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

次に、健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においては、いずれも赤字額はなく、比率算定の要件に該当しなかった。実質公債費比率及び将来負担比率においても、早期健全化基準を下回っている。

また、3公営企業（水道事業・病院事業・下水道事業）、及び1法非適用特別会計（大田市駅周辺土地地区画整理事業）については、ともに資金不足額はない。

以上のことから、本市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準を、いずれも下回っており財政の健全段階の範囲だと認められる。

令和7年度は、将来世代の負担となる市債残高は減少しているものの、今後においては、防災・減災対策や大型建設事業などの実施に伴い、市債残高や公債費の増加が見込まれることから、将来世代に過度な負担を残すことのないよう、財政負担の公平性を念頭に置き、健全化判断比率等の改善にも繋がる負債の縮減や基金の確保に取り組むなど、さらなる健全な財政運営、健全な企業経営に向け、一層の努力を期待するものである。

○ 健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和7年度	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	令和6年度	令 和 6 年 度 早期健全化基準
①実質赤字比率	-	12.87	20.00	-	12.90
②連結実質赤字比率	-	17.87	30.00	-	17.90
③実質公債費比率	9.2	25.0	35.0	9.9	25.0
④将来負担比率	99.0	350.0		83.9	350.0

○ 資金不足比率

(単位：％)

資金不足比率	令和7年度	経 営 健 全 化 基 準	財政再生基準	令和6年度
大 田 市 駅 周 辺 土 地 区 画 整 理 事 業	-	20.0		-
水 道 事 業	-			-
病 院 事 業	-			-
下 水 道 事 業	-			-

(2) 個別意見

○健全化判断比率

①実質赤字比率

普通会計における実質収支額は、130,596千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は前年度より287,844千円減少している。

②連結実質赤字比率

普通会計及びその他5特別会計の実質収支額と3公営企業会計(水道事業・病院事業・下水道事業)における資金不足額・剰余金(連結実質赤字額){流動資産－控除財源等－(流動負債－控除企業債等)－算入地方債の現在高}の合計額は、1,345,788千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は、前年度より482,546千円減少している。

内訳としては、普通会計で287,844千円の減少、5特別会計で87,472千円の増加、及び3公営企業会計で282,174千円の減少となっている。

③実質公債費比率

実質公債費比率は、令和7年単年度は8.5%（令和6年度9.1%、令和5年度10.0%）で、3ヶ年平均では前年度から0.7ポイント下がり9.2%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の合計額（公債費等）が増加したものの、ここから控除する特定財源及び公債費等に係る基準財政需要額算入額の合計額がそれ以上に増加したことなどから、分子が42,075千円（前年度比4.2ポイント）減となったこと。また、分母も標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）の増などに伴い、278,264千円（前年度比2.5ポイント）増となったことにより、単年度の比率は低下することとなった。

また、3ヶ年平均が前年度から0.7ポイント下がった要因は、令和5年度から単年度数値が毎年度前年より下がっていることによる。

④将来負担比率

普通会計が将来負担すべき額から、充当可能な基金等の財源を控除した実質的な負担額の標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対する比率は99.0%（前年度83.9%）で前年度比15.1ポイント上がったが、早期健全化基準350.0%を下回っている。

なお、前年度より15.1ポイント上がった主な要因は、分子の算定において、将来負担額が普通会計以外の病院事業・下水道事業・大田市駅周辺土地地区画整理事業会計の地方債の元金償還にあてる普通会計からの繰入見込額が、前年度と比べ3,111,175千円（20.5%）増となったことなどにより、分子の将来負担となる額が1,921,005千円（20.9%）と大きく増となったことによる。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、法非適用1会計の大田市駅周辺土地地区画整理事業においては、実質収支額は0千円と収支の均衡が保たれており、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

次に、3公営企業（水道事業、病院事業、下水道事業）における正味資本は、水道事業が230,158千円（前年度比較98,007千円の減少）で、病院事業は288,390千円（前年度比較230,014千円の減少）で、下水道事業が366,625千円（前年度比較45,847千円の増加）であり、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

なお、法非適用の大田市駅周辺土地地区画整理事業に対する一般会計からの繰入金総額は、93,552千円（前年度比較24,109千円の増加）となっている。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はないが、各指標の分析をもとに、その変動要因の把握に努め

られ、適切な財政運営に努められたい。